

なわてふれあい教室の民間委託にかかる Q & A
 保護者説明会（令和6年9月20、21日）主な質疑応答事項追記版

	質問	回答
1	なぜ民間委託をするのですか。	現在、直営によるふれあい教室指導員等の確保が困難になってきていることから、民間に委託することにより、民間のノウハウをいかしたより安定的な人材確保やサービスの向上を図りたいと考えています。
2	どのような事業者に委託をするのですか。	本市のふれあい教室と同じような施設の運営実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。今後、市が作成する仕様書をもとに、広く事業者を募り、最適な選定に努めます。
3	委託先事業者はいつ頃に決まりますか。	令和6年11月中旬から12月初旬に決定する予定です。委託先事業者を決定後、保護者の皆様には、お知らせの配布と説明会を開催します。
4	民間委託後、ふれあい教室の職員に変更はありますか。	現在の職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合、保護者の皆様との信頼関係や学校との連携に配慮し、市としても継続雇用にも努め、引き続き勤務をお願いする予定です。ただし、これまでと同様に人事異動等による配置変更の可能性はあります。
5	ふれあい教室の利用料、利用時間、利用場所に変更はありますか。	ふれあい教室の利用料、利用時間、利用場所等に変更はありません。
6	保育上のトラブル等があった場合の対応はどのようなになりますか。	まずは委託先事業者が対応することになりますが、解決に至らなかった場合など、必要に応じて市が保護者の方との話し合いに加わるなどの対応を行います。 なお、委託事業者には、トラブルや事故等が発生したときは、その内容を市にすぐに報告するとともに、原因究明を行い、今後の対応策を報告するよう義務付けます。
7	民間委託後、市はどのように関わるのですか。	市は、児童の健全育成や安全確保のため、委託事業者の管理監督を行います。 また、市は委託事業者に対し運営内容についての計画や報告を求めるとともに、現地調査や改善指示等を必要に応じて行い、児童の健全育成や安全確保に努めます。 なお、入所申請など各種手続の審査や決定、利用料の決定や徴収は、これまでと同様に市が行います。
8	民間委託事業者が決まらなければどうなりますか。	近隣市においても委託を行っている民間事業者は複数あり、本市においても応募していただけると考えております。今後も努力してまいります。
9	市では困難な指導員等の人員確保が、民間事業者ではできるのはなぜですか。	民間事業者には様々な人材確保のノウハウがあることや、近隣自治体で関連事業を行っている事業者については、応援勤務も見込めるなどと聞いています。

10	民間委託によってどのような人が雇用されるかについて市は関与しますか。	民間事業者がふれあい教室に指導員等を配置する際には、履歴書等を事前に市に提出するよう求めています。
11	民間委託にした際に、運営事業費が高くなり、利用料金が上がるということはないですか。	ふれあい教室の運営事業費は、現在の直営よりも民間委託した方が高くなりますが、現時点においては今までと同じ料金で利用していただけるように、差額分は市が補うこととしています。
12	長期休業中のお弁当の配食サービスをしてもらうことはできますか。	配食サービスは、サービス利用者と事業者との直接契約になりますが、実施できる事業者もあると聞いております。
13	長期休業中に8時より、もう少し早く開室できませんか。	今回の民間委託を行うタイミングにおいては、開室時間を早める予定はございません。
14	民間委託を行うことで指導員等の人員体制が拡充すれば、長期休業だけ申し込みをするような募集方法ができますか。	民間委託を行っても、長期休業期間だけ定員を増やすことは困難なため、現在と同様にあくまで定員に空きがあれば、追加受け入れができるという形になります。